

事業用大規模建築物を建築する場合の提出書類について

○建築物設置前の提出物

事業用大規模建築物を建築しようとする者は船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例により事業系一般廃棄物及び資源物の保管場所を設置することが義務づけられており、下記書類の提出が必要です。

1. 事業系一般廃棄物等の保管場所設置協議書（第6号様式）
2. 案内図
3. 配置図
4. 平面図
5. 構造図
6. その他市長が必要があると認める書類

○建築物設置後の提出物

事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の管理のすべてについて権限を有する者は下記の書類の提出が必要です。

1. 廃棄物管理責任者選任等届出書（第7号様式）
事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する業務を担当する者を選任していただきます。
2. 事業系一般廃棄物減量等計画書（第8号様式）
事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する計画書を作成していただきます。
この計画書については毎年6月末日までに提出する必要があります。